

## 第4回懲罰特別委員会 議事録

1. 日時 令和6年4月5日 午前10時～午前10時37分
2. 場所 池田町議会協議会室
3. 参加委員 町議会懲罰特別委員会委員6人全員  
薄井孝彦委員長、矢口結以副委員長、山崎正治委員、大厩美秋委員、  
中山 眞委員、服部久子委員
4. 傍聴人 3名
5. 会議録署名委員 中山 眞委員、服部久子委員

### 6. 議事内容

山岸事務局長

おはようございます。第4回となりますけれども、懲罰特別委員会を時間になりましたので始めたいと思います。委員長お願いいたします。

薄井委員長

おはようございます。ご苦労様です。ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより第4回懲罰特別委員会を開催いたします。この委員会では効率的に審議を進めたいので、各委員のご協力をお願いします。発言につきましては、挙手し、委員長の許可を得てからマイクに近づけて、簡潔明瞭な発言をお願い申し上げます。最初に、会議録署名委員のご指名を申し上げます。中山委員、服部委員、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

中山委員、服部委員 (うなずく)

薄井委員長

はい、よろしく申し上げます。始めに、3月14日に開催されたこの委員会において、傍聴者・マスコミの方におかれましては、池田町議会傍聴規則第9条に準じ、写真撮影、録音、録画につきましては、ご遠慮お願いをすることに決定しておりますので、よろしくお願いいたします。また、3月14日の第3回特別委員会

で、議事録につきましては公開するという事で決定しております。議事録は町のホームページ、町議会 4月2日議員活動記録の欄に既に掲載されておりますので報告させていただきます。

簡単に今までの経過を報告させていただきます。本年の2月9日の3月定例会において議案第12号「池田町一般会計補正予算第11号」の三枝三七子議員の質疑中に和澤忠志議員が馬鹿という言葉が発した。三枝議員から侮辱されたので、地方自治法第133条に基づき、和澤議員に対する処分要求書が提出され、本委員会が立ち上がりました。3月14日に開催された第3回委員会では、三枝、和澤両議員の陳述に対する質疑が行われ、和澤議員は農業に対する強い思いから、思わず馬鹿と発言をしたことを認め、議員としてあるまじき行為をしたことに反省の意が表明されました。委員会審議の中では、和澤議員の発言は良くないとの共通認識は得られたと思います。委員会として、学識経験者、松本市の大手門事務所の弁護士、信州大学の教授の意見を聞く委員会調査を行うことを決定しました。

本日は、委員会調査を聞いた上で、地方自治法第134条に基づく懲罰を科す必要性があるのかどうか、また、懲罰の必要を科す必要があるとするならば、地方自治法第135条の懲罰の種類を確定してまいりたいと思います。そんなことで進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 （ 異議なし の声あり ）

薄井委員長

異議なしという事で進めたいと思います。およそ1時間程度の結論は出るというふうに思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。それでは、初めに、3月22日に行った委員会調査報告を山岸局長から報告させます。山岸事務局長、お願いします。

山岸議会事務局長

それでは、お手元にございます、委員会の調査結果をご覧いただきたいと思えます。3月28日に議長と委員の皆さんへ、薄井委員長から提出しました報告を朗読します。池田町議会、懲罰特別委員会調査の結果について報告でございます。記の下からになりますけれども、

1. 調査目的 懲罰特別委員会の案件について有識者の意見を聴き参考とする。
2. 調査者 薄井委員長、矢口副委員長、それから私が随行いたしました。
3. 日時・場所・有識者氏名

3月22日午前10時30分から、松本市大手3丁目3番4号大手門法律事務所吉澤裕美弁護士。同日の午後1時から、松本市旭3-1-1、信州大学経法学部学術研究院山沖義和教授の調査結果です。

まず調査の内容ですけれども、委員長から第3回委員会の概要を説明した後、本会議で和澤議員の発した言葉、馬鹿発言は、地方自治法第133条で示された侮辱発言に該当するか、またその発言は、刑法第231条侮辱罪、第230条名誉棄損罪に該当するか、地方自治法第133条に該当すれば、地方自治法第134条により、処分が必要となると考えてよいか。処分が必要とした場合、地方自治法第135条の懲罰の種類、戒告、陳謝、出席停止、除名のどれが適正か。また和澤議員は既に本会議で陳謝しているが、その点をどのように考慮すべきか。などについて聞いた。

先ず、(1)吉澤弁護士の内容になります。

発言が処分対象になるかは、表現の自由や発言の自由についての制限に当たらないようにバランスをとりましょうという考え方なので、そのときの議論されている事柄、自分の意見を述べるに当たって少しきつめな言葉を使う、ということに関しては、処分対象外との考え方がある。ただ今回は議論中で、自分の言葉があったにせよ、自分の意見を言うわけではなく、議論の内容に関係なく、馬鹿との発言はフォローしにくい。

和澤議員の発言は言葉だけ取ると、地方自治法第133条の侮辱に当たると考える。また、和澤議員の発言は、刑法の侮辱罪に該当し得るかもしれないが、名誉棄損罪には該当しないと思う。和澤議員の発言があったから、処分が必要であるとはイコールではないと思う。内容、発言の経緯、回数、本人の反省などを踏まえて、いろいろな判断があっても良いと思う。本会議で謝罪していること、今回は1回目であることなどから、処分はしないでおこうという判断があってもおかしくはない。

処分が必要とした場合、通常処分は軽いところから重いところへ動いていくもので、今回は初めてなので、この発言一つだけ取ると、戒告が良いと思う。

和澤議員が本会議で謝ったことは謝ったとして、今後の議会運営として、議会の姿勢を示すために、戒告の処分をさせていただくということでも一つの姿勢としてもあり得るとも思う。

この種の事案で、過去の裁判例を見ると、戒告や陳謝が多く、裁判まで行くことはほとんどない。事案として除名、出席停止まで行くのは相当なものである。例えば、不適切発言をし、戒告の処分を受けた。それに対してまた2回目をやり、陳謝でやってほしいが出席すらしない。これが繰り返されて出席停止になった

事例はある。1回目からの出席停止はなかなかない。また、戒告の処分を受けた、受けた側が処分の不当性を争うと訴訟をしたとしても、基本的には議会内部の規律として司法的にはあまり及ばないと考えられるので、裁判例でこれは良い、これは駄目と言にくいところがある。あとは議会判断だと思う。

戒告の後に本人自ら陳謝するといったことはできると思う。

戒告相当だろうと思うが、既に謝罪もしているのだから、今回は処分まで行かなかったとしても問題はないが、処分要求書が出されて、議会として何もしないというのは議会の立場としてやりにくいと思う。双方の話を聞き、調査もし、戒告相当だと考えました、で良いのでは。

処分要求書を提出した議員が、処分に不服で処分を受ける議員を告訴するといった場合、議会は関係なく本人同士でやっていただければ良い。

次に(2)信州大学、山沖教授の内容です。

国会での不規則発言は多いが問題にならない。地方議会では状況に応じた判断が必要となる。

議会における懲罰は地方自治法から議会における発言に限られるので、議会における発言のみで判断する必要がある。

公務員や会社員の懲戒で一番気をつけることは、懲戒を請求した人を満足させるよりも、懲戒になった人から訴えられないようにすることである。その意味で、処分の内容があまり重すぎないようにすることが一般的によくやられている。

和澤議員が何に対して馬鹿と言ったのかも重要である。そこを考え、処分が重すぎないように注意しないとイケない。また、両議員が納得する処分にしないとイケない。それを考えると、除名はない。

議会として法律に基づく処分もあるが、法律に基づかない厳重注意などとすることもある。

除名は、議員資格をなくすので処分として重い。出席停止は、和澤議員に投票した方の声を潰すことになる。以上二つの処分は多分ないだろう。

和澤議員は陳謝を既に3月議会で行っている。和澤議員の思いを納得させないと駄目だと思う。しかし、被害を受けた三枝議員の側からすれば、もっと高い処分をと思うのは一般的で、その気持ちはよくわかる。その場合、高い処分を狙いすぎると後でしっぺ返しが来るかなとも思う。

今回の件がSNSでかなり流出していること、町民の厳しい目もあること、懲罰委員会を立ち上げたことを考慮すると、法に基づく懲罰がなければ、難しいと思う。そうすると戒告が一つの解決策かもしれない。

既に本会議で陳謝を行っているので、戒告の方が陳謝との違いがわかって良いのかもしれない。議会の状況、町民感情、三枝議員・和澤議員の受け止めなども考えることも必要である。しかしここまで話が大きくなっていると、やはり法に基づかないと収まらないと思う。嚴重注意はないと思う。

かなり証拠を揃えたセクハラやパワハラでないと、出席停止除名の処分は難しい。陳謝との差別化の意味もあり、戒告が一番良いと思う。社会的にもわかりやすいと思う。 以上です。

薄井委員長

ありがとうございました。今の報告に対して何か疑問とか意見とかもしありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。

( 意見・質疑なし )

薄井委員長

よろしいでしょうか。はい、わかりました。それでは本題に入ります。和澤議員の侮辱発言に対して、地方自治法第134条に基づく懲罰を科す必要性があるかないか、まずそこからはっきりさせたいと思います。それでは、各委員の意見を伺いたいと思います。処罰の必要性があるかないか。ということとその理由について述べていただければありがたいと思います。それでは服部委員、お願いします。

服部委員

やはり今まで問題になって議員の自由な発言を妨げたということで、やはり懲罰は必要かと思います。懲罰の内容も言うのですか。

薄井委員長 まずは、懲罰だけで。

服部委員 懲罰は必要だと思います。

薄井委員長 自由な発言を妨げるということで。はい、わかりました。じゃあ次、中山委員お願いします。

中山委員

読み上げた弁護士と大学教授の内容から見ても、それから既に和澤議員が議場において謝罪をしていることも含めれば、処分なしでも妥当かと思うのですが、ただ、あの馬鹿という2文字だけを発した。これは無礼な言葉であるっていうのは間違いないので、懲罰処分にした方がいいと思います。

薄井委員長 はい。無礼な言葉であるのでということで、地方自治法に該当するということですね。はい次にお願いします。

矢口副委員長

はい。私も調査と一緒にさせていただいたこともありますけれども、前回の委員会でも申しましたように、無礼な言葉、言辞を発したということでありまして、さらに副議長という立場もありますので、処分、懲罰は必要だと考えます。以上です。

薄井委員長 はい。無礼な言葉というのと副議長という立場を考えれば懲罰が必要ということで。はい、それじゃ大厩委員お願いします。

大厩委員

私も皆様のご意見と同様な部分があります。和澤議員におかれましては、確かに今回の事件からいきますと、定例会最終日に、本人の口から陳謝の言葉は述べられております。

そういったところも考慮した中、それとあと侮辱発言、こちらにつきましては私も確認をしたところ、事実であるということは私も認めます。ただこちらの方も本人に対しての侮辱発言ということは確かではありますが、実際声が小さく、1回目であるということもありまして、そういったところも考慮した中で、ただですね、やっぱり和澤議員の立場からいきますと、副議長という立場も鑑みますと、今回この事件につきまして懲罰が必要と私も考えます。以上です。

薄井委員長 懲罰が必要だということでありまして。それじゃあ山崎委員お願いします。

山崎委員

まず和澤議員の発言に馬鹿発言に発しているわけですが、本人がまず馬鹿発言をしたということ認めて、また議場でも、陳謝の言葉があったわけでご

ざいます。ですがそこからまずは判断基準になるかと思えます。それで参考はやはり皆さんも言いましたけども、弁護士の先生・教授のご意見を鑑みると、懲罰が相当であるということを感じます。もう一点、和澤議員は副議長という立場にありますので、やはり言葉には、今後は注意していただきたいというようなことを思います。以上でございます。

#### 薄井委員長

懲罰の必要性があるということですね。はい、ありがとうございました。全員が懲罰の必要性があるということですので、懲罰が必要ということにします。

次に地方自治法第135条での懲罰の種類について、どの種類が適正かということに議論を移していきたいと思えます。懲罰は、公開の場における戒告、公開の場における陳謝、一定期間の出席停止、除名の4つがありますが、どれが適当か、それについてその理由も付しまして、各委員の意見を伺ってまいりたいと思えます。それでは、山崎委員からお願いいたします。

#### 山崎委員

懲罰には4段階があるということですが、戒告に値すると思えます。戒告処分がいいと思えます。その理由は、まずは1回目だということです。国会では、このようなことは、あまり対象にはならないようなことも専門家は言っておりますけれども、やはり馬鹿という発言は、議場などではあってはならない言葉であると私も思えますので、戒告が相当であると思えます。

発言の中身については、本人は三枝議員への蔑視とか、侮辱ということではなく、発言内容に対して「馬鹿言っているのではない」発言だったと本人も言っておりますので、その事も尊重しながら、1回目の発言ということを鑑みて、戒告が相当と私は思えます。

以上です。

薄井委員長 はい、ありがとうございました。戒告ということです。次に大厩委員、お願いします。

#### 大厩委員

私も、今回はいろんな流れ、発言の声も聞き取れない状況という中で、私も個人的にはYouTubeの中での映像での確認によるものがほとんどだったわけですが、今回私の意見から言いますと先ほども述べましたように、定例会最終日に

和澤議員から、陳謝の言葉が述べられているということそれと今回は1回目であるということ、そして今回の侮辱発言につきましては、相手の三枝議員の人格を否定するものでなく、言葉の流れで「馬鹿を言っているのではないよ」というような流れの中での侮辱発言となったということも鑑みますと、私も今回につきましては、戒告という処分が良いと判断いたします。以上です。

薄井委員長 はい、ありがとうございます。戒告ということです。矢口副委員長お願いします。

矢口副委員長 はい、委員長。

薄井委員長 はい、どうぞ。

矢口副委員長

種類に関してですが、弁護士さんですとか、信大の山沖教授の先生方のご意見をいただきまして、ごもっともだなと思った一方で、この議会としてこの問題をどうしていくか、判断をしていかなければならないと思うのですが、戒告が妥当ではないかというご意見もあります。今回のように、それも踏まえて議員だけではなく議会の信用をかなり落としてしまったことは、本当に私としても残念であります。皆さんの意見もあるのですけれども、2月27日に陳謝をしていたとしても、今一度陳謝することが私は良いと考えます。同じ陳謝だとしても、言葉は必ず違ってくるはずで、議員自身が真摯な対応をまた更にすることで信頼回復に繋がるといことも考えられるのではないかと考えます。よって私は、一つ上の重い処分である陳謝が良いと思います。以上です。

薄井委員長 はい、ありがとうございます陳謝が良いということです。次に、中山委員お願いします。

中山委員

県内の事例で、飯山市議会で虚偽の発言があった議員に対しては陳謝を求めています。それ以外、無礼な言辞というのは戒告の判例が2件あります。それから、先ほど言いました、有識者2名の方の意見も参考にして、問題は今回の問題は、和澤議員が発言者の言葉を止めるような野次ではなくて、周りの議員には全く聞こえなかった、そういう事実を鑑みて、これは野次ではなくて和澤議員のつぶや



きであると私は判断しています。ただし先ほども言ったように、本人に馬鹿という言葉が聞こえたということは、これはあの無礼な言辞であるということ。それも鑑みて、あの事例からいくと処分なしか戒告のギリギリどっちかなというようなところの判断ですけれども、とにかく本会議場での発言ということのを重く見て、これは戒告に相当すると思っています。既に、定例会最終日で和澤議員が謝罪もしているということなので、同じ謝罪を求めても、あまり意味がないのではないかと思います。相当分とすれば、一番軽い戒告が妥当だと、そういうふうに考えます。以上です。

薄井委員長 戒告ということですね。次、服部委員お願いします。

服部委員

私はこの懲罰は公開の議場における陳謝だと思っていたのですが、あの2人の有識者の意見を聞いて、それももっともだなと思いました。それで、もう既に和澤議員は公の場で陳謝されておりますので、今回は初めての件でありますので、戒告にとどめればと思います。以上です。

薄井委員長 はい。戒告というのが4人、陳謝が1人と、そういう結果になりました。

この件につきまして、もう少し議論を深めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。意見のある方、ありますでしょうか。

委員 (意見なし)

薄井委員長 採決に入ってよろしいでしょうか

矢口副委員長 委員長

薄井委員長 はい、どうぞ。

矢口副委員長

はい。これ、大変難しい判断になってくるとは思うのですが、本当に弁護士の先生方や信大の先生方の意見ももちろん重要なのですが、やはり委員として委員会としてしっかりここは議論をしていきたいなというふうに思った中で、私

も陳謝がいいというふうに言ったのですけれども、それについての皆さんのご意見をもう1回お聞きしたいなと思いたいますが。さっきの言った通りということですかね。そういうことですね。

薄井委員長

よろしいですか。他に意見がなければ、採決に入りたいと思いたいますが、それでは、今、出ているのは陳謝それから戒告でありますので、それぞれ一つ一つについて採決をしていきたいと思いたいます。それでは、陳謝が良い方、起立をお願いいたします。はい、1人です。では、戒告の良い人起立お願いいたします。4人です。それでは、賛成多数で戒告処分ということに決まりましたので、よろしくお願いしたいと思いたいます。

それでは、今月中に本会議を開いて、委員長報告を行って、その上で、戒告ということが通れば、戒告文を読むということになりますので、戒告文について事務局の方から提案・配布させていただきましますのでよろしくお願いいたします。それでは戒告文を事務局長に朗読させましますのでよろしくお願いいたします。

山岸事務局長

戒告文の書式では一応の議長会の書式がございまして、それを今回に合わせたように直してありますので。

薄井委員長 それでは、その案を事務局長の方から朗読をお願いいたします。

山岸事務局長

そうですね、先ほど最初に配ったのが全国町村議長会の編集した書籍から取り出したものです。そこに書式例がありまして、それをもとに委員長と副委員長から内容の文例を考えていただきました。特に事務局で作ったわけではございませんのでご承知おきください。委員会で決めなければならないもので、その戒告文で戒めるということになっております。なので、事務局で作れるものではないのでお願いしたいと思いたいます。

戒告文、和澤忠志議員は、2月9日の本会議において、議案第12号「令和5年度池田町一般会計補正予算第11号」に関する三枝三七子議員の発言中、無礼の言辭を用い、議会の品位を失墜させた。このことは、議員の職分に鑑み、誠に残念である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により、戒告とする。

薄井委員長 この案で宜しいでしょうか。

委員 （ 異議なし の声 ）

薄井委員長

よろしいですか。はい、それでは、この案を近々開かれる本議会において戒告が決まった場合には、議長の方からこの戒告文を読み上げるという形になりますので、よろしく願いいたします。次に、本会議において、委員会の報告をしなければならぬわけですが、それにつきましては、委員長・副委員長に一任させていただいて、メールで皆さんにお配りをして、もし意見があれば加筆訂正をしていきたいと思っておりますけれども、そういうことでいきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員 （ 異議なし の声 ）

薄井委員長

はい。そういうことでいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上で本日の特別委員会の協議事項は全て終了しましたので、終了とさせていただきます。

最後に、一言述べさせていただきたいと思っております。懲罰特別委員会という、あつてはならない会議となったわけですが、皆さんのご協力を得まして、何とか無事出来ましたことを厚く御礼を申し上げます。

お互い議員のそれぞれ顔が違うように、議員各位ともそれぞれ考え方も違うわけでありまして。お互いに尊重し合って、論議を十分に行っていくことが、議会、それから町政の発展に繋がっていく。そういう議会・議員であるように、今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上をもって特別委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

10：37 終了